

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第5号、議案第13号ないし議案第20号、議案第22号ないし議案第28号及び報告第1号ないし報告第4号の以上21件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 初めに、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、地域情報共有プラットフォーム運営費など20事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億6千828万5千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、ページが飛びまして、7ページから9ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、7ページの2款総務費では、1項9目の地域公共交通対策費で1千110万4千円、9ページの8款土木費では、5項1目の街あかり推進費で500万円、9款消防費では、1項2目の管理事務費で35万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、ページを戻っていただき、5ページから6ページまでの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、5ページから6ページにわたりますが、21款繰入金では、1項5目の企業版ふるさと納税基金繰入金で500万円、22款繰越金で2億9千867万4千円、24款市債で1億9千30万円をそれぞれ追加するものでございます。

またページを戻っていただき、3ページの第3表、地方債補正では、ごみ処理施設整備事業及び学校教育施設等整備事業の限度額を変更するものでございます。

続いて、報告第1号から第3号までの令和5年度各会計予算の繰越しの報告につきまして、御説明申し上げます。

まず、報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、中心市街地活性化推進費など39事業につきまして、令和5年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第2号、令和5年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、配水管布設工事など3事業につきまして、令和5年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第3号、令和5年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など3事業につきまして、同じく令和5年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 議案第5号、旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正に伴いまして、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松本総務部総務監 議案第13号から議案第20号までの財産の取得及び議案第22号から議案第25号までの契約の締結につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、財産の取得についてであります。

議案第13号は、クロスカントリーコースの整備に充てるため、圧雪車1台を4千70万円で、北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第14号は、除排雪に充てるため、除雪グレーダ1台を4千152万5千円でコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店から買収しようとするものでございます。

次に、議案第15号は、救助活動に充てるため、救助工作車(Ⅲ型)1台を2億988万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

次に、議案第16号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を2千640万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

次に、議案第17号は、車両の整備に充てるため、はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール取替キット1式を2千926万円で、北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第18号は、一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器180組を2千233万円で、緊急通報システム事業協同組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第19号は、第二庁舎における文書等の保管に充てるため、物品棚436台を2千62万600円で、河川サービス株式会社から買収しようとするものでございます。

次に、議案第20号は、小中学校における学習環境を改善するため、スポットクーラー350台を2千618万円で、旭陽電機株式会社から買収しようとするものでございます。なお、本案は、夏休み前に配置する必要がありますことから、納期の関係上、先議として提出させていただくものでございます。

財産の取得に関する議案は以上でございます。

続きまして、契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第22号の旧総合庁舎解体工事につきましては、契約金額7億9千607万円で、株式会社橋本川島コーポレーションほか1社で構成する橋本川島・盛永共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第23号の旭川市近文清掃工場基幹的設備改良(再延命化)工事につきましては、契約金額78億8千700万円で、荏原環境プラント株式会社北海道支店と契約を締結しようとするもので、契約方法は随意契約でございます。

議案第24号の第2豊岡団地建替(3)新築工事につきましては、契約金額12億670万円で、荒井建設株式会社ほか2社で構成する荒井・田中・タカハタ共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約方法は条件付一般競争入札でございます。

最後に、議案第25号の忠和6条道路線改良工事につきましては、契約金額2億7千170万円で、株式会社橋本川島コーポレーションほか1社で構成する橋本川島・安井共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約方法は条件付一般競争入札でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○河端消防長 本定例会提出議案のうち、消防本部に関わります議案第26号及び議案第27号につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第26号、損害賠償の額を定めることにつきまして、本件は、昨年12月9日、市内緑町25丁目の路上において、救急自動車が緊急走行中に、信号待ちで停車していた普通乗用車に接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を224万3千430円と定めようとするものでございます。なお、市の過失割合は100%でございます。

続きまして、議案第27号、訴えの提起について御説明申し上げます。本件は、旭川市消防団の元分団長が、平成20年度から29年度の10年間に、消防団員による会議の開催実態がないにもかかわらず、会議を開催した旨の報告書を消防本部に提出し、不法に受給した手当の支払いを請求するものでございます。元分団長本人は既に亡くなっていることから、現在、財産の相続人である3人を相手方として、それぞれに対し、相続財産の限度で154万5千600円、及び、法定相続分の各金額に対する各不法行為の日から各支払い済みまでの年5%の割合による遅延損害金を支払うよう請求すること、並びに、訴訟費用を相手方負担とする訴えを提起しようとするものでございます。

以上が、消防本部からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○和田総務部長 提出議案のうち、所管の議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第28号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきましては、株式会社旭川振興公社取締役の辞任に伴い、同公社取締役1名を選任するために株主総会において議決権を行使することから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、報告第4号、専決処分の報告につきましては、いずれも庁用自動車による交通事故に関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

整理番号1につきましては、本年3月21日、市内旭町2条3丁目におきまして、庁用の消防自動車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を17万1千163円と定め、5月21日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は70%でございます。

整理番号2につきましては、本年1月23日、市内神楽6条13丁目におきまして、庁用の軽乗用車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を10万6千155円と定め、5月29日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は90%でございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思いません。

次に、2、その他の所管施設の視察についてを議題といたします。

お手元に配付しております委員派遣承認要求書（案）のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 そのように扱わせていただきます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時13分